

姫路市電気自動車導入助成事業補助金交付要綱

平成24年 7月 4日

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車の購入又はリースによる導入（以下「導入」という。）をしようとする者に対して、その資金の一部を補助することにより電気自動車の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気汚染を防止し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。ただし、型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。）、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、二輪自動車、事業用自動車、地方公共団体並びに地方公共団体が出資する法人が所有若しくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）を除く。
- (2) 事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む。）をいう。

(3) 事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を置き、電気自動車を事業の用に供する法人（公法人及び国又は地方公共団体が50パーセント以上出資する法人を除く。）又は個人であって、市税に滞納がないもの（この号において「電気自動車運用事業者」という。）又は電気自動車運用事業者に対して電気自動車をリースにより貸出する者をいう。ただし、次に掲げる導入の区分に応じ、それぞれ次に定める者を除く。

ア 購入による導入 自動車製造業者（日本標準産業分類（平成21年3月23日総務省告示第175号をいう。）に定める細分類番号3111及び3112に属する事業者をいう。イにおいて同じ。）、自動車卸売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5421に属する事業者をいう。イにおいて同じ。）及び自動車小売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5911及び5912に属する事業者をいう。イにおいて同じ。）

イ リースによる導入 自動車製造業者、自動車卸売業者又は自動車小売業者に対して電気自動車をリースにより貸出する者その他この要綱による補助をするに当たり不相当と認められる者

（補助対象事業等）

第3条 市長は、補助を受けようとする年度において第6条の規定による補助金の交付決定を受けた後、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録を初めて受け、本市の区域内に使用の本拠を置く電気自動車の導入をしようとする事業者に対し電気自動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）の購入の経費の一部を補助金として交付する。ただし、事業者（リースによる導入の場合は、事業者及び事業者からリースにより電気自動車を借り受ける者）が次に掲げる個人又は団体に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に

暴力団員に該当するものがあるもの

- 2 補助金の交付の対象とする車種は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを補助事業者等として交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付の対象となる銘柄の電気自動車及び燃料電池自動車とする。
- 3 申請できる台数は、購入による導入にあつては1事業者、リースによる導入にあつては事業者からリースにより電気自動車を借り受けるもの1者に対して1年度につき3台までとする。
- 4 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 電気自動車 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額
 - ア 普通自動車及び小型自動車 1台につき20万円
 - イ 軽自動車 1台につき10万円
 - (2) 燃料電池自動車 1台につき50万円

（補助金交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の概要書
- (2) 事業者（リースによる導入の場合にあつては、事業者及び事業者からリースにより電気自動車を借り受ける者）の誓約書
- (3) 購入による導入にあつては、事業者の市税納税証明書。リースによる導入にあつては、事業者からリースにより電気自動車を借り受ける者の市税納税証明書。
- (4) 導入予定の電気自動車の仕様及び予定購入価格が分かる書類
- (5) リースによる導入にあつては、貸与料金の算定根拠明細書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（申請の受付の終了）

第5条 前条の期間内であっても、申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

(決定及び通知書類)

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第4条の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更し、又は交付の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、車両登録日から起算して60日を経過した日又は当該会計年度の3月31日(その日が姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たる場合にあっては、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日)のいずれか早い日までに事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の概要書
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 導入車両の写真
- (4) 購入による導入にあっては、車両を購入したことが分かる書類
- (5) リースによる導入にあっては、リース契約書及び貸与料金の算定根拠明細書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があった場合には、その内容を審査するととも

に、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第10条 前条の通知書を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定に基づく請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

（補助金の返還）

第12条 市長は、第7条第2項及び前条の規定により補助金の交付を変更し、又は取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該変更による減額部分又は取り消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（事業完了後の監査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

（財産の処分の制限等）

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得する財産（以下「取得財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、実施細則別表6に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得価額が50万円以上の取得

財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額として次の算式により計算される金額を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

$$D = A \times (B - C) \div B$$

Dは、当該返還させるべき金額

Aは、交付した補助金額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、電気自動車を導入した日から処分した日までの日数

（帳簿の保存義務）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保管しなければならない。

（細目）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）によるほか、別に市長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

2 姫路市低公害車導入助成事業補助金交付要綱（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。